

民間事業者向け スマートCO₂排出削減設備導入補助金 (EMSと設備更新等の同時導入事業)

埼玉県は、中小企業等の事業活動における温暖化対策を促進するため、スマートなエネルギー利用に資する高効率設備等の導入費用の一部を補助します。

➤ 対象者

中小企業等の民間事業者

(民間事業者は、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの(中小企業者)に限る。)

➤ 対象事業

エネルギー管理システム(EMS)と以下の①～③のいずれかとの同時導入事業
【EMSについて】

- ・設備のエネルギー利用を計測、表示するだけでなく、監視、制御等を行い、スマートなエネルギー活用を図るシステム
- ・原則として、対象設備を自動制御する機能を有するものが対象

【EMSと同時導入する設備】

- ① 高効率省エネルギー設備への更新
[例] 空調設備等の高効率タイプへの更新など
- ② 再生可能エネルギーの利用設備の導入
[例] 蓄電池と組み合わせた太陽光発電設備の導入など
- ③ CO₂排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等
[例] ボイラーの燃料転換など

➤ 補助率等 補助率 1 / 2 以内・上限額 1, 0 0 0 万円

➤ 申請条件

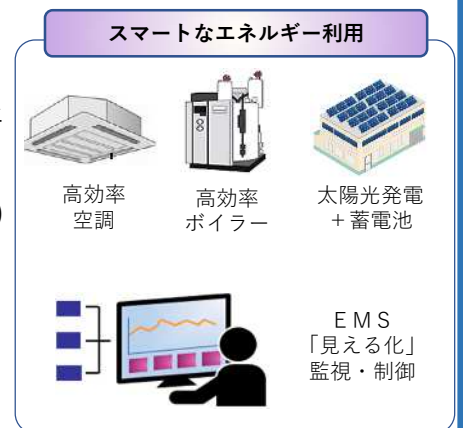
以下の条件を全て満たす事業

- ・EMS導入による年間CO₂削減量 3 t 以上
- ・上記①～③による年間CO₂削減量 3 t 以上
- ・原油換算エネルギー使用量が年間 5 0 k L 以上の事業所

➤ 募集時期 令和7年5月22日(木)～6月27日(金)

➤ その他

- ・費用対効果の高い設備導入事業等の順に選定
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません



・令和6年度埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(緊急対策枠)との併用はできません
・高効率設備への更新等(上記①～③)のみの事業の受付開始時期は未定です。

詳細は、県ホームページに掲載された募集要領を御確認ください。

問合せ/埼玉県 環境部 温暖化対策課(計画制度・排出量取引担当)

☎048-830-3049・3021

メールアドレス a3030-28@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r7co2hojo.html>

